

芸術文化観光専門職大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「学則」という。）第35条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生の出願資格については、学則第20条の規定を準用する。

(出願手続)

第3条 科目等履修を願い出る者は、科目等履修生許可願（様式第1号）に最終学校成績証明書、健康診断書、写真2枚を添え、所定の期日までに教育企画課に提出しなければならない。

この場合において、願い出る者が外国人の場合にあつては、住民票の写しも併せて提出しなければならない。

(選考)

第4条 科目等履修生の選考は、科目等履修生許可願（様式第1号）その他の書類による審査等に基づき、教授会の意見を聴いた上で、行うものとする。

(許可の手続)

第5条 学長は、前条の規定による選考に合格し、所定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。

(入学の時期及び履修期間)

第6条 入学の時期は、各学期の始めとする。

2 履修期間は、履修を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。

3 前項の履修期間に引き続き履修を願い出る者は、改めて第3条に規定する手続によらなければならない。

(履修科目取消)

第7条 履修科目の取消しをしようとする者は、当該履修科目の授業が始まる前までに、履修科目取消願出書（様式第2号）により願い出るものとする。

(試験又は単位修得証明書)

第8条 科目等履修生は、履修した授業科目について試験を受けることができる。

2 前項の合格した授業科目について、求めに応じて単位修得証明書を交付する。

(許可の取消し)

第9条 学長は、科目等履修生として不相当と認められた者があるときは、教授会の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

(履修科目及び単位数の制限)

第10条 履修することができる科目及び単位については、別に定める。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月22日改正)

この規程は、令和5年3月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

写真添付

縦4cm×横3cm
の写真を使用し
てください。

科目等履修生許可願

令和 年 月 日		
芸術文化観光専門職大学長 様		
ふりがな 氏 名 _____		
本籍地(都道府県のみ)		生年月日 年 月 日 生
現住所	〒	TEL
職業 (具体的に)		勤務先及び所在地 TEL
最終学歴	年 月 卒業・修了	
以下の※については外国人の志願者のみ記載してください。		
国籍※		在留資格※
在留期間※	年 月 日まで	
日本における 緊急連絡先※	氏名	
	住所	〒 TEL
本国連絡先※	住所	〒 TEL
科目等履修生として、別紙様式「志望理由書」を添えて下記科目の履修を願い出ます。 (複数科目を願い出の場合は、科目ごとに志望理由書を作成してください。)		
記		
科目名	曜日・時限	備考

様式第2号（第7条関係）

科目等履修科目取消願出書

令和 年 月 日

芸術文化観光専門職大学長 様

氏名_____

令和 年 月 日付で履修を願い出ました科目等履修科目のうち、下記の科目については取り消したいので願い出ます。

記

取消理由

科目名	教員名	曜日・時限	備考